

○北信保健衛生施設組合の休日を定める条例

(平成元年 11 月 10 日 条例第 3 号)
改正 平成 17 年 4 月 1 日 条例第 2 号

北信保健衛生施設組合の休日に関する事項は、中野市の休日を定める条例（平成 17 年中野市条例第 2 号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。